

## 学部長・研究科長の選考方法（案）

### 第4回準備委員会での審議状況

現行の選挙制度と指名制度のメリット・デメリットや他団体の状況等を踏まえ、再審議を行う。

#### 【新人事制度基本方針（案）より抜粋】

研究科長・学部長の指名（任命）〔18年度〕

研究科長・学部長は、「研究科・学部の運営を総括するとともに、教員の人事評価制度の中で評価者として位置づけるなど、これまで以上に重責を担う重要なポストであること」、また、「理事長（学長）にとっても、トップマネジメントを発揮し、その責任を全うできる体制の確保が必要であること」から、現行の選挙による選出方法に変え、理事長（学長）自らの指名（任命）によることとする。

### 基本方針

理事長（学長）のリーダーシップのもと、中期目標・中期計画に沿って、大学運営を行っていくためには、重要な役割を担う学部長等は理事長（学長）の指名によることが望ましいが、別紙のとおり

選挙制度、指名制度それぞれにメリット・デメリットがあること

先行団体においては、理事長（学長）の決定に際し、「学部の意向」に配慮するところと配慮しないところがほぼ半々であること

も考慮し、指名制度を基本としつつ『学部の意向』にも配慮した、以下の選考方法とする。

### 選考方法（案）

理事長（学長）が選考し、任命を行うこととする（任期は現行どおり2年）。ただし、選考に当たって、現学部長から申出がある場合は、事前に「**現学部長**」及び「**教授会の代表者(2名以内)**」の意見を聴かなければならないものとする。

理事長（学長）が選考を行うに当たって、学部から申出がある場合は、「現学部長」と「教授会の代表者」の計3名以内の意見聴取を義務付け。理事長（学長）は、現学部長等の意見に拘束されることはなく、裁量権は担保。現学部長から申出がない場合も、理事長（学長）は当然に意見聴取が可能。

なお、現行の学部長等で、その任期が法人化後も引き続くこととなっている者については、法人化後、最初の学部長等になるものとする（特例措置）。

### 〈学科長等の選考〉

学科長・専攻長については、学部長・研究科長がそれぞれを指名し、その指名を受けて理事長（学長）が任命することとする。

## 選挙制度と指名制度とのメリット・デメリット

区 分	メリット	デメリット
選挙制度 (現行制度)	多くの教員の支持を得ているため、 <u>学部長のリーダーシップが発揮しやすい。</u> 人望ある教員の選出により <u>円滑な学部運営が期待できる。</u>	学部教員の意向に影響されやすく、 <u>全学的な対応への柔軟性・迅速性に欠ける。</u> 選挙のしこりが残ることにより、 <u>対立の構図が生まれ、学部運営に支障が生じるおそれがある。</u>
指名制度	理事長の意向に沿った教員が選出され、 <u>理事長のマネジメントが容易となる。</u> 学部教員の意向に左右されず、 <u>全学的視点から学部運営を行える。</u>	学部教員の意向が反映されないため、 <u>協力が得られない懸念がある。</u>

## 学部長選考方法の先行事例

学部長選挙により候補者を決定（現行選考方法）	0 / 7 法人
理事長（学長）の裁量で候補者を決定 〔国際教養大学、首都大学東京、横浜市立大学〕	3 / 7 法人
学部の意向に配慮し、理事長(学長)の裁量で候補者を決定 〔岩手県立大学、大阪府立大学、北九州市立大学〕	3 / 7 法人
検討中〔長崎県公立大学法人〕	1 / 7 法人

法人の名称	選 考 方 法
国際教養大学	理事長が候補者を決定し、大学経営会議の議を経て任命
岩手県立大学	教授会から推薦された候補者（2人以上）を基礎として、学長が最終候補者1人を決定し、理事長が任命
首都大学東京	学長が選任し、理事長が任命 * 学長は選任にあたって、当該組織の意向を聴取することができる
横浜市立大学	学長が候補者を人事委員会に諮り、その議を経て理事長が任命
大阪府立大学	学部長から推薦された候補者(2人以上)のうちから、理事長が任命 * 学部長は、学部長候補者を推薦するときは、あらかじめ当該教授会の意見を聴かなければならない
北九州市立大学	学部から選出された候補者のうちから、教育研究審議会の議を経て学長が選考 * 学部での候補者の選出は、学部選挙により行い、得票順位上位2名までの者を候補者とする
長崎県公立大学法人	検討中